

本県の創業者、又は、中小企業等が行う
創業や経営革新等に必要な新商品・新技術・新役務(サービス)開発及び販路開拓などの
新たな取組に対して補助金を交付します。

補助対象者

- 県内の創業者、県内に事業所を有する中小企業者、NPO法人、農事組合法人等
- 中小企業者等と農林漁業者の連携体

対象コース

どちらのコースに該当するかご確認ください。

補助対象者ですか？

創業する者、中小企業者、NPO法人、農事組合法人等
農林漁業者等との連携体

対象事業ですか？

- 新商品・新技術・新役務(サービス)の開発
- 食品加工を行っているが、新たに機能性食品の生産を目指し、研究と試作品の開発を行う。等

- 自社の既存製品等の販路開拓・自社既存製品のパッケージをリニューアルし、これまでとは異なる新たな顧客の獲得を目指す。
- 県外展示会に出展し、自社製品のPRを行う。等

新事業開発コース

詳しくは4頁をご確認ください

上限額 **300万円**

補助率 **1/2・補助率 2/3**※

※青森県の重点推進分野に関する事業の場合

- ① 新商品・新技術・新役務(サービス)の開発
- ② 試作品の販路開拓

販路開拓コース

詳しくは6頁をご確認ください

上限額 **100万円**

補助率 **1/2**

- ① 県外展示会等出展事業
- ② WEB・デジタルコンテンツ活用事業
- ③ 商品力・取引力向上事業
(パッケージリニューアル、知財取得、営業人材育成)

事業目標(両コース)

本事業実施による事業目標を必ず設定していただきます。(以下のいずれか1つ以上)

- 補助事業終了後3年目の付加価値額*又は一人当たりの付加価値額の伸び率が3%以上であること。
- 補助事業終了後1年以内に給与支給総額年平均1.5%以上増加すること。
- 補助事業終了後、3年以内に事業化すること。(創業する者のみ設定可)
- 補助事業実施による商談件数、成約件数等の自社の目標を設定し、掲げること。(販路開拓コースのみ設定可)

*付加価値額とは、製品の生産活動やサービスの提供活動を行うことにより、新たに加えられた価値で、以下の算出によります。

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

事業申請～交付決定～精算

■ 交付前

事業申請 ⇒ 事業計画内容確認 ⇒ 書面審査 ⇒ 審査委員会審査 ⇒ 採択決定

交付申請(採択決定者による) ⇒ 内容確認 ⇒ **交付決定**

■ 交付後

事業実施実績報告 ⇒ 完了検査 ⇒ 確定通知 ⇒ 請求・補助金支払(精算払)

補助対象外となるもの

(1) 対象外経費

消費税及び地方消費税/人件費、臨時的に雇い入れた者(アルバイト)の賃金/グループ会社等に対する外注経費/工事費/設備投資費用、事務所等に係る家賃(本事業対象以外)、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費/電話代、インターネット利用料金等通信費/販売行為、個別営業経費/振込手数料/汎用品等

(2) 対象外となる取組

- 同一事業者が同一又は類似内容で本事業以外の国、地方自治体、センター等の補助事業や委託事業等へ併願している場合
- 事業の主たる課題の解決そのものを他社への外注又は委託する場合
- 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う場合 等

応募書類

- (1) 新事業展開等促進補助事業申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支計画書(第3号様式)
- (4) 会社の概要がわかる書類(会社概要、パンフレット等)
- (5) 申請者の定款(個人事業主である場合は、開業届)及び登記事項証明書
- (6) 申請者の直近2期分の決算報告書(創業間もない事業者の場合は、決算書は提出可能な分のみの提出とする。)
- (7) センター理事長が必要と認める書類

※開業前の者は、(1)、(2)及び(7)のほか、創業計画案を別途提出していただきます。

お問合せ先・
応募窓口

公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター [総合支援課]

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階

TEL.017-777-4066 FAX.017-721-2514